

令和8年度神崎市立小学校オンライン英語レッスン業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、神崎市が発注する神崎市立小学校オンライン英語レッスン業務委託に適用する。

2 目的

グローバル化する社会に対応するため、小学校5・6年生の児童を対象にICT機器を活用した外国人講師による1対1の個別オンライン英語レッスンを行うことで、「聞く」、「話す」に重点を置いた外国語科学習を実施し、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 履行場所

履行場所は、神崎市立の全小学校（7校）とする。

学校名	所在地	電話番号
神埼小学校	神崎市神埼町枝ヶ里 349 番地	0952-52-4175
西郷小学校	神崎市神埼町横武 868 番地	0952-52-3215
仁比山小学校	神崎市神埼町鶴 1634 番地	0952-52-2504
千代田東部小学校	神崎市千代田町渡瀬 1964 番地	0952-44-2211
千代田中部小学校	神崎市千代田町直鳥 15 番地 1	0952-44-2005
千代田西部小学校	神崎市千代田町餘江 1496 番地	0952-44-2338
脊振小学校	神崎市脊振町広滝 580 番地	0952-59-2002

5 業務体制

(1) 運営体制

- ① オンライン英語レッスン業務を全体管理する管理者を配置すること。
- ② 受託者はレッスン時にICT支援員を配置すること。
- ③ 通信ソフトの通信テストを発注者立会のもと実施すること。
- ④ 教職員用の通信ソフトの操作手順書及びマニュアルを作成すること。

(2) 危機管理体制

- ① 緊急連絡をした際に、速やかに対応できるようにすること
- ② 自然災害や感染症等による学級閉鎖など、やむを得ない理由で予定していたレッス

ンを履行できなかった場合は、代替授業を行うものとする。

- ③ 発注者は、レッスン日の14日前（土日祝日を含む。）までにレッスン日を変更又はキャンセルすることができる。

(3) 指導体制

- ① 受注者は、アンケート調査形式による児童の英語力評価を実施するものとする。
- ② 生徒の学習能力・習熟度に応じたレッスンを実施する。

6 業務内容

受注者は、発注者の指示のもと、小学校5・6年生の児童を対象に学級ごとに英会話用通信ソフト（以下「通信ソフト」という。）を利用した外国人講師（以下「講師」という。）によるオンライン英語レッスン（以下「英会話」という。）の実施に係る業務を履行する。

(1) 英会話に係る講師のあっ旋及び英会話授業の提供

- ① 対象学校及び学年は神崎市立小学校7校の5・6年生とする。
- ② 見込学級数及び児童数は別紙「学級数及び児童数」のとおりとする。
- ③ 実施予定回数は5年生5回、6年生4回の計9回とする。
- ④ 英会話の時間は1回概ね25分程度とする。
- ⑤ 各学校の授業時間に合わせたレッスン開始が行えるものとする。
(※5分単位で開始時刻を指定できること。)
- ⑥ 1学級あたり最大実施人数は40人程度とする。
- ⑦ すべてのレッスンにICT支援員（機器の調整等）を配置する。
- ⑧ 学習指導要領に沿ったレッスン及び教材の提供を系統的行うこと。
- ⑨ 実施場所は各小学校の5年生または6年生の教室とする。
- ⑩ 各学校の実施希望日を集約し、それに基づく英会話実施スケジュール表を作成し、発注者へ提出すること。
- ⑪ 教職員を対象とした研修会を実施すること。(※各学校1回、英会話の体験レッスンを含む。)

(2) ICT支援員の業務

- ① レッスン開始の1時間程度前に入校し、レッスンの準備を行うこと。
(※レッスンに使用する各端末を起動、ログインし、動作確認まで行うこと。)
- ② レッスン中に起こった機器の不具合に対応すること。
- ③ レッスン終了後には機器の片付けを行うこと。
- ④ 不具合が見られた機器のうち、修理が必要と思われるものはその旨を発注者へ申し出ること。
- ⑤ ICT支援を行う上で必要な情報は契約締結後に情報提供する。

7 使用する教材

- (1) 文部科学省で示された学習指導要領に沿い、神埼市の学校が作成した年間指導計画に沿った内容で作成すること。また、1対1の指導に適した学習指導案を作成し提供すること。
- (2) 本英会話は、「小学校外国語科活動」の教育課程に位置付けて実施するため、神埼市が選定した教科用図書に沿った内容で行うこと。

8 通信環境に係る条件

- (1) 各学校の使用機材及び通信環境

学習用タブレット端末（GIGA 端末）（OS：Windows10 以降）

※使用機器は校内の無線LANを介して、直接インターネットに接続されている（ローカルブレイクアウト）。インターネット回線によるベストエフォート型1Gbps（スピードテスト下り、実測15～20Mbps）。

- (2) 通信ソフトに係る条件

- ① 音声、映像でやり取りするコミュニケーションツールであること。
- ② セキュリティ対策が施され、広告機能のないものであること。
- ③ 本市のネットワーク環境に対応し、安定した通信が提供できるツールであること。
- ④ インストール、アップデート等の管理は、受注者の責において行うこと。
- ⑤ Windows10 Pro および Windows11 Pro にも対応していること。

- (3) サポート体制

授業に際し、学習用タブレット端末及びネットワーク環境による障害が発生した場合の支援体制ができていないこと。

- ① タブレット端末の機器の不具合
- ② ネットワークの不具合

9 講師

- (1) 英会話を行う講師は、以下のいずれかに該当している者であること。
 - ・TESOLやCELTA等の英語教授法に関する資格を有する者
 - ・英語教授法について十分な研修を受け、指導力を有する者
- (2) 日本文化を理解し、児童と信頼関係を築き、規律ある円滑な授業運営ができる者。
- (3) 発注者は、講師としての能力・勤務態度等適性に欠けると判断した場合、当該講師の改善又は変更を受注者に求めることができる。

10 実施状況報告書の作成

受注者は、毎月の業務終了後に実施状況報告書を翌月10日までに提出するものとする。

なお、様式は任意とするが、会社名、担当者名、実施学校名、実施学級数、実施日などを
含む内容の報告書であって代表者印が押印されたものとする。

また、発注者が求める場合は、その他の書面の提出にも応じること。

1 1 完了検査

発注者は、上記10に基づく実施状況報告書を受領したときは、その日から10日以内に
検査を行うものとする。

1 2 委託料の支払

- (1) 受注者は、上記11に定める検査に合格したときは、発注者に対し委託料を請求す
ることができる。
- (2) 発注者は、受注者から支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に
受注者に支払うものとする。
- (3) 請求は、翌月払いとし、契約金額を12等分した月額に消費税及び地方消費税を加
算した額で行うものとする。

1 3 費用負担

受注者は、本業務においてスケジュール調整に係る費用、通信ソフトライセンス、通信ソ
フトのインストールやアップデート等を含む費用、交通費、その他業務を遂行するにあたり
必要な費用を負担するものとする。

1 4 損害賠償

講師に生じた損害若しくは発注者及び第三者に及ぼした損害は、受注者が負担すること。

1 5 業務の再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり必要に応じて一部を再委託しようとする場合は、
書面により発注者の承認を得なければならない。

1 6 機密保持

受注者は、業務上得た個人情報記録された文書、電子記録媒体その他これらに類するも
のについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者立会いのもと破棄すること。

1 7 その他

本仕様書に定める事項又は定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者が双
方協議し定めるものとする。

[別紙] 学級数及び児童数

学校名	5年生		6年生		備考
	学級数	児童数	学級数	児童数	
神 崎 小 学 校	3	102	3	87	
西 郷 小 学 校	1	30	1	31	
仁 比 山 小 学 校	1	39	1	32	
千代田東部小学校	1	23	1	13	
千代田中部小学校	1	30	1	32	
千代田西部小学校	1	35	1	32	
脊 振 小 学 校	1	1	1	5	
計	10	259	10	232	

※学級数及び児童数は、令和7年11月12日現在である。

※特別支援学級の児童も含む。